

議案第 2 4 号

狭山市市民交流センター条例

条例別紙のとおり

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市市民交流センターに関し条例を制定したいので、この案を提出するものである。

狭山市市民交流センター条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 狭山市市民センター（第3条 - 第17条）

第3章 狭山市総合子育て支援センター（第18条 - 第34条）

第4章 狭山市立中央公民館、入間川地区センター及び狭山市男女共同参画センター（第35条 - 第37条）

第5章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の生活及び文化の拠点となる場を提供し、市民の交流及び幅広い活動の推進を図り、まちの活性化、にぎわいの創出並びに市民福祉の向上に寄与することを目的とした複合施設である狭山市市民交流センターに関し必要な事項を定めるものとする。

（構成施設）

第2条 狭山市市民交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）狭山市市民センター
- （2）狭山市総合子育て支援センター
- （3）狭山市立中央公民館
- （4）入間川地区センター
- （5）狭山市男女共同参画センター

第2章 狭山市市民センター

（設置）

第3条 市民の自主的な活動を促進し、地域文化の創造と発展を図るため、狭山市市民センター（以下「市民センター」という。）を狭山市入間川1丁目3番1号に設置する。

（業務）

第4条 市民センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1）市民の自主的な活動の支援に関すること。
- （2）市民活動に関する情報提供に関すること。
- （3）コミュニティホール、研修室、会議室、音楽スタジオ、遊戯スペース及び附属

備品等（以下この章において「施設等」という。）の利用に関すること。

（４）その他市民センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休業日）

第５条 市民センターの休業日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（利用時間）

第６条 市民センターの利用時間は、午前８時（施設等の利用にあつては、午前９時）から午後１０時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

（利用の許可）

第７条 市民センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２ 前項の許可は、当該許可に係る事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

（１）市民センターの管理上支障があると認められるとき。

（２）公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

（３）その他市民センターの設置の目的に反すると認められるとき。

３ 市長は、第１項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第８条 前条第１項の許可を受けた者（以下この章において「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び指示）

第９条 市長は、市民センターの利用者の遵守事項を定め、及び市民センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第１０条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は市民センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（１）第７条第３項の規定による条件に違反したとき。

（２）前条の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第 1 1 条 市民センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、市民センターの施設若しくは設備を損傷し、又は市民センターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第 1 2 条 市長は、市民センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、市民センターからの退場を命ずることができる。

(使用料)

第 1 3 条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第 1 4 条 前条の規定にかかわらず、指定管理者(第 1 7 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。) に市民センターの管理を行わせる場合においては、利用権利者は、市民センターの利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。) を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第 1 5 条 市長は、第 7 条第 1 項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため市民センターの施設等を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第 1 6 条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 市民センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、市民センターの施設等を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第 4 条各号に掲げる業務

(2) 市民センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、市民センターの管理を行わなければならない。

4 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条ただし書、第 6 条ただし書、第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条並びに第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 6 条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」と、第 15 条（見出しを含む。）及び第 16 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 3 章 狭山市総合子育て支援センター

(設置)

第 18 条 乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この章において同じ。）及びその保護者に対し、子育てに係る総合的な支援を推進し、乳幼児及びその家庭の福祉の向上を図るため、狭山市総合子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）を狭山市入間川 1 丁目 3 番 1 号に設置する。

(業務)

第 19 条 子育て支援センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 親子の交流の機会及び場所の提供に関すること。

(2) 子育てに係る情報の提供に関すること。

(3) 子育てに係る相談に関すること。

(4) 子育てに係る講習の実施に関すること。

(5) 子育ての支援に取り組む個人及び団体の育成及び活動の支援に関すること。

(6) 幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この章において同じ。)を対象とした一時預かり保育室(以下「一時預かり保育室」という。)の利用に関すること。

(7) その他子育て支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第20条 子育て支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

(休業日)

第21条 子育て支援センターの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用時間)

第22条 子育て支援センターの利用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用対象者)

第23条 子育て支援センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 乳幼児及びその保護者

(2) その他市長が適当と認める者

(利用の許可)

第24条 子育て支援センターの一時預かり保育室を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可を受けようとする者が第29条各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第25条 前条第1項の許可を受けた者(以下この章において「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第 26 条 市長は、子育て支援センターの利用者の遵守事項を定め、及び子育て支援センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

2 第 34 条第 1 項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、一時預かり保育室に限り、前項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、利用権利者の遵守事項を定め、及び一時預かり保育室の管理上必要があるときは、その利用権利者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 27 条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は一時預かり保育室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第 24 条第 3 項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条第 1 項の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第 28 条 子育て支援センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、子育て支援センターの施設若しくは設備を損傷し、又は子育て支援センターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

(1) 感染症と認められる者

(2) 子育て支援センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者

(3) その他子育て支援センターの管理上支障があると認められる者

(使用料)

第 30 条 利用権利者は、幼児 1 人の利用につき、次の表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

利 用 時 間	金 額
1 時間まで	7 0 0 円
1 時間を超え 1 時間まで増すごとに	7 0 0 円

(利用料金)

第 3 1 条 前条の規定にかかわらず、第 3 4 条第 1 項の規定により、指定管理者に子育て支援センターの管理を行わせる場合においては、利用権利者は、一時預かり保育室の利用に係る料金（以下この章において「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、前条に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第 3 2 条 市長は、第 2 4 条第 1 項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため一時預かり保育室を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第 3 3 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 一時預かり保育室の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、一時預かり保育室を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第 3 4 条 市長は、指定管理者に子育て支援センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第 1 9 条第 6 号に規定する業務

(2) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、子育て支援センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第24条第1項及び第3項、第27条、第32条並びに第33条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第27条第1項第2号中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、第32条（見出しを含む。）及び第33条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第4章 狭山市立中央公民館、入間川地区センター及び狭山市男女共同参画センター

（狭山市立中央公民館）

第35条 狭山市立中央公民館については、狭山市立公民館条例（昭和53年条例第20号）の定めるところによる。

（入間川地区センター）

第36条 入間川地区センターについては、狭山市地区センター設置条例（昭和32年条例第17号）の定めるところによる。

（狭山市男女共同参画センター）

第37条 狭山市男女共同参画センターについては、市長が別に定めるところによる。

第5章 雑則

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条、第17条第4項（第15条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第16条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える部分に限る。）、第31条及び第34条第4項（第32条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第33条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第13条、第14条関係）

1 コミュニティホールの使用料額表

（単位 円）

利用形態	利用区分			
	午前	午後	夜間	全日
舞台装置、音響装置のいずれも使用しない場合	8,000	8,000	8,000	21,600
舞台装置、音響装置のうちいずれか一方の装置を使用する場合	10,000	10,000	10,000	27,000
舞台装置、音響装置のいずれも使用する場合	12,000	12,000	12,000	32,400

備考 利用区分のうち、「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時30分から午後5時30分まで、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。

2 研修室、会議室、音楽スタジオ及び遊戯スペースの使用料額表

（単位 円）

施設の名称	利用区分					
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで
研修室	600	600	600	600	600	900
会議室	200	200	200	200	200	300
音楽スタジオ	400	400	400	400	400	600
遊戯スペース	250	250	250	250	250	400

備考 遊戯スペースは、専用して使用する場合以外は、無料開放とする。

3 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料は、それぞれの利用区分に規定する額の合計額とする。

4 利用権利者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合には、許可に係る利用区分のうち、入場料等を徴収する利用区分に規定する額（入場料等を徴収する利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞ

れの利用区分に規定する額の合計額)に、100分の50を乗じて得た額(10円未満は切捨て)を加算する。

5 利用権利者が物品等の販売又は有償での役務の提供(以下「販売等」という。)を行う場合においては、許可に係る利用区分のうち、販売等を行う利用区分に規定する額(販売等を行う利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞれの利用区分に規定する額の合計額)に、100分の50を乗じて得た額(10円未満は切捨て)を加算する。

6 本市並びに所沢市、飯能市及び入間市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が第1項及び第2項の施設を利用する場合の使用料は、それぞれの施設の使用料額の100分の150の額(10円未満は切捨て)とする。

7 附属備品等の使用料は、規則で定める。